

東浦町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 東浦町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、東浦町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) いじめの実態把握とその分析に関すること。
- (2) いじめの発生防止のための学校環境の見直しに関すること。
- (3) その他いじめの防止等に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、連絡協議会を所管する課の長（以下「所管課長」という。）が依頼する。

- (1) 校長会の会長
- (2) 生徒指導担当校長
- (3) 生徒指導担当者
- (4) 半田警察署の職員
- (5) 児童相談所の職員
- (6) 人権擁護委員
- (7) PTAの代表者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて所管課長が招集し、会長が議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 連絡協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。